

厚生文教常任委員会会議録

1 開会日時 令和5年12月8日(金)午前10時0分

2 閉会日時 令和5年12月8日(金)午後0時2分

3 会議場所 熊山支所大会議室

4 出席委員

1 番 牛尾 直人君 2 番 鼻岡 美保君 4 番 永徳 省二君
5 番 大森 進次君 6 番 光成 良充君 10 番 原田 素代君

5 欠席委員

な し

6 説明のために出席した者

市民生活部長	矢部 勉君	保健福祉部長	遠藤 健一君
教育次長	入矢五和夫君	保健福祉部参与 兼社会福祉課長	原田 光治君
市民課長兼 協働推進課長	黒田 未来君	環境課長	安藤 伸一君
介護保険課長	和気 幸恵君	健康増進課長	川原 達也君
子育て支援課長	和田美紀子君	社会教育課長 兼中央公民館長	大月 美佳君
教育総務課長	西崎 雅彦君	学校教育課長	森本 治君
税務課長	田淵 忠則君	中央学校給食センター所長	矢部 寿君
中央図書館長	森本 一也君	熊山診療所参事兼 健康増進課参事	安本 典生君

7 事務局職員出席者

議会事務局長 土井 常男君 主 幹 岡野 哲浩君

8 審査又は調査事件について

- 1) 議第48号 訴訟上の和解について
 - 2) 議第51号 赤磐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 3) 議第53号 赤磐市複合型介護福祉施設の指定管理者の指定について
 - 4) 議第61号 赤磐市グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について
 - 5) 議第62号 赤磐市吉井B&G海洋センター等の指定管理者の指定について
- て
- 6) 議第63号 赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定について
 - 7) その他
 - ・令和5年度事業の補正について
 - ・事業の進捗状況について
 - ・その他

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

換気のため、委員会室の出入口と窓を開けたまま行います。また、会議の時間短縮に努めるよう、執行部の説明及び委員の質疑につきましては簡潔明瞭にお願いをいたします。

では初めに、友實市長より御挨拶をいただきたいと思います。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は、御多忙の中、厚生文教常任委員会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日御審査いただく案件でございますが、議案案件6件の審査をよろしくお願い申し上げます。また、令和5年度事業の進捗状況等についても御報告をさせていただくということで準備をしてございます。何とぞ、慎重審査の上、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第48号訴訟上の和解について、議第51号赤磐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第53号赤磐市複合型介護福祉施設の指定管理者の指定について、議第61号赤磐市グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について、議第62号赤磐市吉井B&G海洋センター等の指定管理者の指定について、議第63号赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定についての6件であります。

それではまず、議第48号訴訟上の和解についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 議第48号につきましては、本会議場で説明させていただいております。補足説明はございませんので、よろしくようお願いいたします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大森委員。

○委員（大森進次君） 今和解ということ言われとんですけども、しかし同じことが起きるんじゃないかと思えますのと、それからその問題が発生してから、委員会とか執行部のほうで話はされとると思うんですけども、各幼稚園とか保育園とかで聞きますと、私的な残業が多いという話を聞いておりますし、辞めた人も8時から17時の間で仕事をするんじゃなく、1時

間、2時間とかというので仕事をさせられてきたという話も聞いております。そういった中で、これからの、今のやり方として間違いであったんじゃないかなというようなことを反省して、保育士を増やすとかというような考えはあるんでしょうか。今後のことについて、もう一回お聞かせください。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） それでは、今後の市の対策ということでございますけれども、11月17日付で総務部長、教育次長連名で通達を発出しているところでございます。

内容につきましては、職員に対しまして、勤務時間、定められた休憩時間を確保すること、そして勤務終了後は速やかに退庁すること、時間外を行うときは所定の手続を行うことを改めて周知をいたしております。また、各所属長に対しましても、勤務実態の適性把握と時間外勤務時の手続の徹底等に則してまいりたいと考えております。所属長と職員がしっかりとコミュニケーションを取って今後の職務に専念してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 大森委員、よろしいですか。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大森委員。

○委員（大森進次君） ありがとうございます。

そういった回答が来るんじゃないかなというふうに思っておりました。

でも、実態を現場で見てもらわんと分かんと思います。職員として働いとる人というのはいろんな悩みを持たれておられます。時間的なことも、先ほど言われたような形が多いとかと言われておりますけれども、実際どうなのかというのを現場に当たってみてほしいと思いますね。上が言うのと下が言うのとでは話が違いますし、そういった問題はこれからももっと出てくると思いますし、今回の和解で終われば、またほんなら私も言ってやろうという人も出てくるかもしれません。そういったことを踏まえて、これから市としてどうするんかということをもう一度考えて、現場確認をやっていただきたいなというふうに思います。よろしく願います。

○委員長（光成良充君） 答弁は。

○委員（大森進次君） 答弁をお願いします。分かる範囲で結構です。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 御意見ありがとうございます。

今後もしっかり実態把握をさせていただいて、現場の状況というものを確認させていただきます。また、必要に応じて職員の配置等もしっかり検討をさせていただいて、環境・改善に努

めていきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） ありがとうございます。

この案件ですけども、教育委員会に限らないと私は認識しております。市のありとあらゆる職場において同様な懸念はあろうかと思ひます。ですので、勤務時間の徹底あるいは実態の把握、そういったことはしっかりとやらせていただいて、時間外勤務の適切な執行がより一層図れるよう努力をして、徹底が実現するよう頑張っていきたいというふうに強く思っております。よろしくお願ひします。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） この訴訟が和解した後に同様の訴訟が起こる可能性についてお答えください。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） そういう懸念は、教育委員会に限らず持っているところでございます。ですので、その辺を、同様の過去のことを訴えが出るということになれば、今回と同様に、ありとあらゆる調査をして適切な判断というのをしていきたいと思ひますし、今から将来に向かって、こういった訴訟が起こらないよう、国を挙げての働き方改革ということでもありますので、その辺を十分配慮した職場づくりに努力をしていきたい、そう思ひます。

同様の案件ですけども、今、具体的に訴状が出ているとか、そういう案件はございません。しかしながら、出てくる懸念というのは強く危機感を持っております。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 訴訟は起こってないんでしょうけど、例えば何かそういう話があるというふうなこともないんでしょうか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 話があるかどうかは、全体把握はまだできておりません。でも、起こっても不思議はないという危機感を持っています。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（永徳省二君） 結構です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 今はそういう状況はないということなんですけども、今回は和解という形で決着しているんですが、次回にそういうことが起こった場合も和解という形になるのか、どういう形になるのかお聞きしたいんですけど。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 幼稚園現場のことに限定すれば教育委員会でお答えするのが本筋なんですけども、これは先ほども申しましたように市長部局にも共通する課題です。ですので、職場で起こることを想定すれば、何年も前になりますけど、時間外勤務に対する手続を定めております。具体的には、上司の命令を基に時間外勤務をすると、そういったことを徹底するようになっておりますけども、それを徹底した上で時間外勤務が起こっているのであれば、今回同様に和解という手続になっていこうかと思うんですけども、そうじゃない場合、いろんなケースが考えられます。ケースごとにその正当性を議論して手続を進めていくということになりますので、一律和解という形ではないと思います。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 皆さん聞かれたんですが、少し難しいんですけど、この方がどうかというわけではなく、勤務実態として、この方だけが異常に勤務されとったのか。例えば、この方ともう一人の方が同じような状態で勤務をされとる状態で、この方だけがこういうお話になったのか。ということであれば、同じようにされとった方も当然この対象にはなってくると思うんですよ。そのあたりを考えると、この方が少し過剰に勤務されとんであれば当然ですが、こういう勤務状態が当然の状態で行われておる状態で、この方にお支払いをするということになれば、そのほかの方も当然支払いの対象になると思うんです。そのあたりの内容がはっきり見えない状態で判断をしろと言われると、なかなか判断し難いところがありまして、その勤務の状態が、異常にこの方が勤務されとったのか、これがもう日常的な勤務として当たり前皆さんされているのか、そのあたりが分かれば、少し教えていただければ。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 御意見ありがとうございます。

全ての方に対して聞き取り等を行っているわけではございません。それぞれ勤務の形が違う部分があるのではないかというふうには思います。ただ、今回の争点としては、使用者の指揮命令下に置かれていたかどうかというのが争点となりまして、このたびの主張について、この方については今回のような和解案ということで裁判所から求められたものでございます。それぞれやり方等によっては違う、同じようなこともあるかも知れませんが、今のところ、全員に対して同じような補償をするというのは考えていないところでございます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 補償というよりも、一番危惧しておるのが、1人の方を認めてしまうと、私も同じようにやっていたじゃないかという話になってくると思うんです。

確かではないんですが、残業は許可制という言い方が正しいかどうか分からないんですが、残業しますよという許可を取ってから残業されとると思うんです。そのあたりのところもありますし、これは非常に簡単に認めると、後々、じゃあ私もじゃあ私もってなってきたら非常に怖いところがあるので非常に難しいんですが、そのあたりの、これは多分言えないのかなと思うんですけど、この訴えが起こっている内容を、どういう状態で、どういうことでこうなったのか、もう少し中身の説明をしていただければもう少し判断ができるんですが。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） それでは、少し内容のほうについて説明をさせていただきます。

その前に、まずこのたびの和解案には、正当な理由なく第三者に口外しないことを約束するという守秘義務条項を盛り込むことで進めております。この議会に上程することにつきましては正当な理由として合意がされておりますけれども、そのほかについては特段の配慮をお願いいたします。

それでは、内容について少し説明させていただきます。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 先ほどの教育総務課長の言われた守秘義務について、これは信頼関係ですから徹底するべきだと思ひまして、もしよろしかったら今の案件について非公開でお願いできたらと思うんですけども。

○委員長（光成良充君） 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これからの会議を秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さんはよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、秘密会といたしますので、傍聴者の方は、申し訳ございませんが、退席をお願いいたします。

それと、この秘密会につきましては、公開ではございませんので、知り得た情報につきましては他人に漏えい等することについては罰せられることがございますので、御注意いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時52分 再開

〔午前10時20分から午前10時52分まで秘密会〕

○委員長（光成良充君） それでは、再会します。

それでは、議第48号訴訟上の和解についてについて、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） これで質疑を終わります。

○委員長（光成良充君） それでは、ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時5分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議第51号赤磐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 議第51号につきましては、本会議場での総務部長からの説明のとおりで、補足はございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） この国民康保険の一部改正、出産被保険者の減額なんですけど、これは市民から要望があって保険料減額になる条例改正なのかということと、なぜ出産の被保険者の

個人番号が必要なのかということと、多胎妊娠が判明できない場合はどういうふうな扱いになるのか。一卵性双生児なんかの場合に、心音が一緒なので双子って分かんなかったんです。うちの兄がそうだったんですけど、その3点をお聞きします。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） それでは、質問にお答えいたします。

まず、市民からの要望によつての改正なのかというところでございますが、こちらにつきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして行うものでございます。要望からというものではなく、法律の改正に基づいて行うものでございます。

それから、3番目に質問にありました、多胎児だった場合はどうなるのかということでございますが、多胎児だった場合につきましては、減免になる期間が単胎児よりも長くなるのですが、こちらにつきましては、結果多胎児だったということになりましたら、その月分、多胎児の分、多めに減免するようにはなりませんので、生まれてみてから多胎児だったということになりましたら、減免の対象にはなりませんので、そういうことでよろしく願いいたします。

以上です。

○税務課長（田淵忠則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 田淵課長。

○税務課長（田淵忠則君） 2番目の質問の個人番号ですが、こちらにも条例改正の中に個人番号がありまして、条文のほうに載せているものでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員、よろしいか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 個人番号は、国のほうから法令でそういうふう決められてることなんですか、それともこちらで条例で決めたということなんですか。

○税務課長（田淵忠則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 田淵課長。

○税務課長（田淵忠則君） 法律で定められているものを条例に載せているものです。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 個人番号については、持ってない方にも当然対応ができる体制になっ

てると理解していいですか。

○税務課長（田淵忠則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 田淵課長。

○税務課長（田淵忠則君） 個人番号を皆さんのほうに、番号そのものは出ておりますので、そちらのほうで対応する形となります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、皆さんにお配りしているからそれを使えということですけど、今国が挙げてマイナンバーカードをやってますけど、そのマイナンバーではない数字のことをおっしゃってるというふうに理解したらいいんですか。

○税務課長（田淵忠則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 田淵課長。

○税務課長（田淵忠則君） 個人番号そのものは、皆さんに振られている番号になりますので、そちらのほうで対応という形になります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） おっしゃってる個人番号っていうのは、マイナンバーではない、以前に配られた個人番号のことを指してるというふうに理解したらいいんですか。それとも一つ、その番号は、持ち合わせのない人は、市のほうが勝手にその番号を特定して、それで処理するということですか。その2点お答えください。

○税務課長（田淵忠則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 田淵課長。

○税務課長（田淵忠則君） 以前配られている個人番号とマイナンバーというのは同一のものになります。それから、個人番号がすぐに分からないという場合であっても、そのときによって対応のほうは考えてさせていただこうと思っています。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと教えてください。

要するに、マイナンバーカードの申請に伴う番号というのは、行政のほうがもう既に番号は市民全員につけてると。その番号は現存してるのだから、その番号で処理しますよと、本人が番号をもう失念したと言われたら、市が持つてるからその市が持つてる番号で処理しますよと。もう一回、そういう処理をするということでもいいんですか。確認させてください。

○税務課長（田淵忠則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 田淵課長。

○税務課長（田淵忠則君） 個人番号が分からない場合であっても、対応可能ということで処理はさせていただこうとは思っています。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 市役所は全員の番号を御存じなんですね。要するに、私たちは個人番号をマイナンバーカードとして登録申請をしますけど、それで自分の番号も分かるわけですけど、それをしていない人は、何年か前に一斉に送られてきたあの番号っていうのは生きていて、それは市が把握してるから市が勝手にそれで処理ができるようになってますよということ。そうなるというふうに理解していいんですね。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 個人番号とマイナンバーというのは同じことなんですけど、個人番号につきましては、以前個人番号カードというものを皆さんにお配りしているの、あなたの番号は何番ですよという番号は、その個人番号カードか、もしくは、今もう現在マイナンバーカードを申請していらっしゃる方は、マイナンバーカードの裏面に個人番号が載っています。なので、どちらかで確認をいただくようにはなります。それで、先ほど田淵課長が答弁しましたように、申請のときに必要な個人番号が分からない場合、市が持っているからそれを使うということにつきましては、個人番号につきましては、その今回の産前産後の申請のときには必要にはなるんですが、分からない方につきましては、市が番号を知っているから勝手に使うというわけではなくて、それにつきましては、また別途対応のほうは、個人番号を必ず申請書に書かなくても対応はできますよという説明でございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 納得できました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、議第53号赤磐市複合型介護福祉施設の指定管理者の指定についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 議第53号赤磐市複合型介護福祉施設の指定管理者の指定につきましては、本会議場で総務部長のほうからの詳細説明のとおりでございます。補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第61号赤磐市グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 議第61号につきましても補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、これで質疑を終わります。

続きまして、議第62号赤磐市吉井B&G海洋センター等の指定管理者の指定についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 議第62号についても補足説明はございません。よろしくお願ひします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。
質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと事情をよく分からないので教えていただきたいのは、この4つの施設は全てこの委託先のNPOが管理しているというふうに理解することになるのでしょうか。市役所の職員の方が結構それぞれの部署でいらっしゃるのをお見受けしたことがあるのですが、運営として入ってるわけじゃないと、あくまでこのNPOのほうが完全に全ての施設を管理していると、そういうふうに理解したらいいんですか。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） はい、そのとおりでございます。

○委員（原田素代君） はい、分かりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、議第63号赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 議第63号につきましても補足説明はございません。お願いします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議第48号訴訟上の和解について、議第51号赤磐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第53号赤磐市複合型介護福祉施設の指定管理者の指定について、議第61号赤磐市グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について、議第62号赤磐市吉井B&G海洋センター等の指定管理者の指定について、議第63号赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定についての6件について採決したいと思います。

まず、議第48号訴訟上の和解について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第48号訴訟上の和解については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第51号赤磐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第51号赤磐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第53号赤磐市複合型介護福祉施設の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第53号赤磐市複合型介護福祉施

設の指定管理者の指定については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第61号赤磐市グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがいまして、議第61号赤磐市グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第62号赤磐市吉井B & G海洋センター等の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがいまして、議第62号赤磐市吉井B & G海洋センター等の指定管理者の指定については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第63号赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがいまして、議第63号赤磐市山陽ふれあい公園等の指定管理者の指定については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての確認をお願いしたいと思います。

タブレットのほうに入れております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、このように申出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中に審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、そのようにさせていただきます。

それでは、次にその他に入ります。

その他では、令和5年度の事業の補正について、執行部の説明の後、質疑を行います。質疑

は、部ごとに行い、また予算書及び説明資料のページ番号を言ってから行うようお願いいたします。

それでは、令和5年度事業の補正について、執行部から説明をお願いいたします。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 令和5年度赤磐市一般会計補正予算（第5号）、令和5年赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、市民生活部及び保健福祉部、教育委員会とも本会議場での説明のとおりで、補足はございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） それでは、補足説明がないということなので、まず市民生活部関係の事業について質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 説明資料の27ページの人件費のところなんですけど、何か分かりにくくて、人件費を減額するってなっているながら、括弧で説明に5人を5人にするとなっているわけですね。これは具体的にはどういう形で人事の異動があったのか。落とした金額がありながら、定数は5人でいくつというのがよく分かりません。説明ください。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 給与の減額につきましては、総務課から示されたままになって減額をさせていただいておりますが、先ほど原田委員からの質問によりまして、職員5人から5人なのにマイナスになったりとか、そういう質問だと思いますが、職員の役職によって給与は違いますので、その関係で、人数は変わっておりませんが、その給与のほうが減額になったという理解をお願いいたしますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 現場の皆さんの中で、欠員が出たけど、もう一人補充があったという理解をしていいのか、そして現場にとって負担感は変わらないのか、その辺をもうちょっと御説明いただけますか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 人数が減ったということはありません。

○委員（原田素代君） いいです。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

市民生活部のほうはないようですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、市民生活部の質疑については、これで終わろうと思います。

次に、保健福祉部関係の事業について質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 児童福祉費、児童福祉総務費、一般管理費のところ、補正も大きくされて、国からの様々援助金が出てるわけですけれども、目的が地域の子育て支援といううったてで予算が出ておりますが、前もお尋ねしましたが、地域の子育て支援をやってる、子どもの家という施設に対してのこの援助金というのがこの間一切出ておりません。今後検討していただけるというお話でしたが、今年度の中にもその予算は含まれていないのでしょうか、いずれ含まれるようになるのでしょうか、その2点お尋ねします。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 今回の補正予算には子どもの家への補助金は出ておりませんが、その後に関しては、以前と同じ説明になります、国、県の動向を見ながら検討させていただきます。

以上です。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 13ページの一番上、住民税非課税世帯への特別給付、たしか7万円だったと思いますけれども、これは可決された場合に実際いつ住民の手元に届くのか。岡山市は1月末に届くというふうにニュースで出てましたけれども、赤磐市はいつ届くのか教えてください。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 本定例会で予算が議決されましたら、早急に準備に掛かりまして、赤磐市としましても、1月、岡山市より少しでも早く給付したいと考えております。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（永徳省二君） 結構です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それじゃあ、ないようですので、保健福祉部関係の事業についての質疑は終わろうと思います。

では、続きまして、教育委員会関係の事業についての質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、続きまして、事業の進捗状況について、執行部から説明をお願いいたします。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 市民生活部環境課のほうから1件、御報告がございますので、担当課長より御説明申し上げます。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） 事業の進捗につきまして、環境課から1件報告いたします。

資料は2ページをお願いいたします。

環境課の①個人墓地経営不許可決定取消し等請求事件についてでございます。

本年6月の委員会で報告しておりました、市が行った個人墓地経営不許可決定の取消し等を求める裁判でございます。

この第一審の判決が令和5年11月21日に出しております。判決の内容ですが、市側の主張が全面的に認められておりまして、許可処分の義務づけが却下され、その余の請求についても棄却されております。本件不許可処分を行った市の判断には十分な合理性があるという判断をいただいておりますので御報告いたします。

なお、控訴の期限である12月5日までに届出がございませんでしたので、第一審の判決が確定しております。

環境課からは以上です。

○委員長（光成良充君） 市民生活部は以上ですね。

では、保健福祉部のほうから事業の進捗状況について、ありましたらお願いします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 社会福祉課から1件、赤磐市第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査の結果ということで別途配付させていただいております。ボリュームがありますので、この場での説明は割愛させていただきますが、御覧の結果でございますので、この結果を基に今後、計画素案の策定、パブリックコメント、最終の完成に向けて事務手続を進めてまいります。もしアンケートの内容で見方等、不明な点がございましたら、また随時お尋ねいただければと思っております。

社会福祉課からは以上です。

○健康増進課長（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） 健康増進課からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についての説明をいたします。

資料のほう、2ページになります。

文書だけでは分かりづらいところがありますので、参考図を3ページのほうにも添付しております。併せて御覧ください。

この事業につきましては、人生100年時代を見据えまして、市が保健事業と介護予防を一体的に行いまして、後期高齢者の重症化予防や健康づくりを推進することにより健康寿命の延伸を図ることを目的としています。

なお、この事業は、令和6年度までに全ての市町村での実施を目指すこととなっております。赤磐市におきましても令和6年度から実施するものでございます。

現在、市のほうでは、介入が必要な方を広く拾い上げるために、後期高齢者健康診査につきましては、これまでに対象外としていました生活習慣病で治療中の方につきましても、令和5年度から対象として実施しております。また、長寿・健康増進事業として、低栄養のハイリスク者へのアプローチも令和5年度から実施しております。令和6年度からは、市民課、介護保険課、また関連機関と連携しまして、後期高齢者に対する個別的支援、ハイリスクアプローチと言いますが、低栄養者、健康状態不明者、重症化予防として健診の結果より、未治療の要医療者に対し訪問等も実施しています。また、通いの場等への積極的な関与ということで、ポピュレーションアプローチと言いますが、フレイル予防のための健康教育や健康相談などを実施いたします。

健康増進課からは以上でございます。

○介護保険課長（和気幸恵君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和気課長。

○介護保険課長（和気幸恵君） 介護保険課から御説明いたします。

資料の4ページのほうを御覧いただけたらと思います。

赤磐市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）のパブリックコメントについて御説明をさせていただきます。

現在策定を進めております赤磐市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）につきまして、市民の皆様からの意見を反映するため、計画の素案について意見を募集いたします。

素案の閲覧方法は、市のホームページまたはこちらに記載しております市役所の各窓口での閲覧となります。

また、募集期間につきまして、令和5年12月18日月曜日から令和6年1月12日金曜日までとなっております。

続いて、提出方法につきましては、指定用紙に住所、氏名、連絡先と本件への意見を記入し、郵送、ファクス、メール、持参、いずれかの方法となります。

なお、指定用紙につきましては、市のホームページからのダウンロードまたは閲覧窓口に備え付けしたものになります。

詳細につきましては、12月15日発行予定の広報あかいわ1月号に掲載予定としております。

では次に、第9期介護保険事業計画素案の概要について御説明をさせていただきます。

別紙を御覧いただけたらと思います。

2ページのほうからでございますが、こちらの第9期介護保険事業計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となります。

次に飛びますが、41ページを御覧ください。

第9期の計画期間中における高齢者の人口推計であります。65歳以上の高齢者については、令和4年にピークを向かえ今後減少傾向となります。しかし、高齢者の構成年齢割合を見ますと、75歳以上の後期高齢者の人口は今後増加していきますので、今後さらに介護が必要な高齢者が増える見込みとなります。また、40歳から64歳の第2号被保険者となります現役世代の人口は、第9期の計画期間中は微増で推移をしていく見込みとなっております。

次に、44ページを御覧ください。

第9期の基本理念になります。

今回実施しました高齢者実態調査の結果からも、7割近い方が介護が必要になっても住み慣れた自宅で暮らすことを希望されております。赤磐市におきましても、今後も高齢化が進んでいきますが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指していくことを基本理念として掲げてまいりたいと考えております。

次に、45ページになりますが、基本理念を踏まえ、5つの基本目標を設定し、それぞれの施策の方向を定めています。特に、この第9期での重点的な取組といたしましては、基本目標の1また2に掲げておりますように、介護予防と認知症施策の推進に取り組んでいきたいと考えています。

介護予防の施策としましては、第8期からの継続事業として、いきいき百歳体操の取組を行

っていきますとともに、百歳体操とはまた異なる、高齢者の新たな通える場の創出や介護予防に参加する高齢者を増やすことなど、介護予防の充実に取り組んでいきたいと考えています。

また、認知症施策につきましても、これから認知症高齢者の増加が見込まれますが、認知症高齢者の方々を地域とともに支えていけるよう、市民の方々へ認知症に対する理解を促進するための啓発活動を強化していきますとともに、認知症高齢者の困り事を個別に相談していけるチームオレンジの立ち上げ、また認知症の当事者が自身の思いを語り合う本人ミーティングの取組など、認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、当事者の思いも取り入れながらの施策を検討してまいりたいと考えております。

以上、9期の計画のほうの概略説明とさせていただきますが、詳細な内容等につきまして、お手元のほうの素案を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

今後、パブリックコメントも行ってまいりますので、委員の皆さんも御意見などよろしくお願いいたします。

以上、介護保険課からの説明となります。

○委員長（光成良充君） 保健福祉部関係の事業の進捗状況について説明が終わりました。

質疑ございますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） これは両方とも50ページ、90ページという膨大な力作といたしますか、計画書なんです。議員は仕事ですから目は通しますけど、パブリックコメントっていうのは、目的は、市民に見ていただいて、市民のほうから様々な要望を取り入れたいと。これは市役所のほうが市民に求めているわけですね。この情報が文書にして、冊子にして各支所に置かれるのかどうかってことをまずお聞きしたい。要するに、取り出せない方は大変多いわけで、特に対象がそういう高齢者をはじめとした人たちですから、市が今後どうしてくれるのかなっていうことを知るのには、紙にしたって読まない人は多いと思いますけど、知りたいと思う人は最低でも紙ベースが欲しい。その上で、紙ベースも受け入れていただけるといことなので、これはこうしてほしいああしてほしいというのを求めると思うのですが、何かもうちょっと求める側の責任として工夫の余地がないのかなって。たしか、以前、安藤議員が何か、1. 数%とか2. 数%とか、パブコメしたってほとんど意見がないんですよっていう話なんですよね。市役所側としては、それはいかんなど思っていたらいいと思うんですけど、恐らくそう思ってくださいってのは思うんですけど、もっと多くの方の意見で、これでいいよっていうのも含めてですけども、いただかないと困るわけですね。それぞれのこのプランは、最低、紙ベースにして支所に置いていただくことや、あと今後、課題として、パブコメをやる以上、もう少し、例えば地区に出向いて、サテライト方式で、区長にお願いして説明して回るとか、時間をかけた、地域の方に理解をしていただきたいと市役所が思うのであれば、思っていないならいいで

すけど、思っしてほしいわけで、思うのであれば、もうちょっと努力の方法もあるのではないかなと思っています。

ですから、紙ベースが置かれてるのか、それから今後の検討として余地を考えていただいているか、その2点お答えください。

○介護保険課長（和気幸恵君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和気課長。

○介護保険課長（和気幸恵君） この介護計画のパブリックコメントにつきましては、素案のほうは本庁もそうですけれども、各支所の窓口のほうにも紙ベースで置く予定にしております。準備をさせていただいております。

もう一点、パブコメについて、広く市民の方々に知っていただくというところにつきましては、この介護保険計画に限らず、市全体でのパブコメになっていきますので、このあたり、ちょっと単独でということをお答えはできませんけれども、他課も含めて検討していきたいと思っています。

○委員（原田素代君） お願いします。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ないようですので、続きまして教育委員会のほうから事業の進捗状況について説明をお願いいたします。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） 教育委員会から社会教育課と中央公民館から進捗状況について御報告をいたします。

まず、社会教育課からでございます。

教育委員会資料の2ページ、3ページを御覧ください。

まず、①第84回全日本女子ホッケー選手権大会についてでございます。

12月22日金曜日から24日日曜日にかけて、熊山運動公園において試合が行われます。1日目の22日は1回戦、2日目の23日は準決勝、24日は決勝となっております。現段階ではテレビ放送は予定されていないようですけれども、ユーチューブでの配信はされるということとなっております。赤磐市民は入場無料となっておりますので、ぜひ会場で観戦いただければと思います。

続いて、②令和5年度赤磐市青少年健全育成推進大会についてでございます。

令和6年2月3日土曜日、13時から桜が丘いきいき交流センター大ホールにおきまして開催する予定にしております。

内容につきましては、明るい家庭づくり作文の表彰と発表、弁論発表、記念講演となっております。

続いて、③第25回朗読会「永瀬清子の詩の世界」の開催についてでございます。

令和6年2月17日土曜日、13時30分からくまやまふれあいセンター多目的ホールにおきまして開催する予定にしております。

内容は、市民による永瀬清子の詩の朗読、第21回永瀬清子賞の表彰式、優秀賞受賞作品の朗読、ピアノ弾き語りコンサートとなっております。

続けて、中央公民館の主要事業の進捗状況でございます。

資料につきましては4ページを御覧ください。

中央公民館の庄徳庵の修繕工事につきましては、11月15日に有限会社中原建設工業と契約いたしましたして、令和6年3月完成に向けて工事を進めております。また、中央公民館の耐震改修工事に伴いまして、中央公民館の利用は12月までになっておりまして、1月からは休館とさせていただきますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上、教育委員会からの報告でございます。

○委員長（光成良充君） 教育委員会関係の事業の進捗状況について説明が終わりました。

委員の皆さん、質疑ございますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

3ページのホッケー選手権大会、これはすごい、全国から海外も含めて多くのチームが参加していただけるというビッグイベントだと思うんですが、3日間という期日の中で、赤磐市の商工観光のほうに入るお金、落ちるお金、バスも恐らく赤磐市は無理でしょうし、宿はもちろん無理でしょうけど、お昼の食事代とか、何かそういうのっていうのは幾らかあるんでしょうか。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） 原田委員の御質問ですけれども、お昼にグラウンドで食事ができるようにはなっております。そこでお食事をしていただくことで料金のほうをいただくような形にはなると思います。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それは観客の話ですよ。選手を含めて、例えばいわゆる屋台のような、移動キッチンカーのようなものをいっぱい寄せて、そこで皆さんに買っていただくとか、

選手もそういうところで召し上がっていただくとか。要するに、少しでも、受け入れる自治体としては、それに伴う収益があったほうがいいわけじゃないですか。行って帰って何も残らないよりは。その工夫はどんなふうに。今のお話がよく分からないんですけど、地元のお店の物が販売されるということで理解していいんですか。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） はい、そのとおりでございます。

選手につきましては、お弁当を買っていただくような形になると思いますので、岡山県ホッケー協会との共催ということになりますので、そのあたりとの兼ね合いもありますけれども、今後は赤磐市でなるべく収益があるような形にしていければというふうには考えておりますので、また今後考えたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続きまして、その他について、執行部から何かございましたら説明をお願いいたします。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 市民生活部市民課から1件御報告がございますので、担当課長より御説明させていただきます。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） それでは、市民課から1件御報告させていただきます。

資料はございません。

赤磐市国民健康保険第3期データヘルス計画の策定につきまして、9月の委員会で説明をさせていただいておりました。現在、データヘルス計画の策定作業は順調に行われておりました、当初の予定どおり、1月からパブリックコメントを行います。また、詳細が決定しましたら、ホームページ等でのお知らせや通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 恐れ入ります、少々お時間をいただいて恐縮でございます

が、おわびの報告が1件ございます。

実は、職員のほうが出張中に出先で駐車場に公用車を止めようとした折に、後方不注意ということ、それから後ろから来られた方が、失礼ながら前方不注意ということもありまして、ちょっと接触事故を起こしてしまいました。けがとか、そういう大きなものではなく、お互いの車も本当にこすったというか、ちょっとへこんだ程度ではございましたが、こういうことの今後一切絶対ないようにということで指導をしております。大変申し訳ございません。報告とさせていただきます。

○委員長（光成良充君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 委員のほうから何かその他でございますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 東学校給食センターのほうで食材の購入を一括していただいているんですけど、保護者の中に3・11の福島原発事故から避難してきた方が桜が丘に住んでらっしゃって、今これから小学校に上がるというお子さんを抱えています。その方のほうから食材の生産地を明示してほしいと要望したところ、それはできませんと断られましたというやり取りを聞いております。

それで、食材の生産地を明らかにすることに大した支障はないと思うんです。例えば、その生産地をここにしてくれとか、この生産地は駄目だからこっちにしてくれという要求じゃないんです。今お使いのそれぞれの食材がどこ産地ですかということを言っていただければ、保護者が自分の判断で、子供に食べさせたいもの、そうでないものっていつて自前で持っていくことができると、弁当を。なので、一律に何か生産地の明示っていう要望に対してできないと断られたということなのですが、その点について、そういう、保護者のある意味切実な思いなので、答えていただくことができないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 申し訳ないんですが、この件について報告を受けてはおりませんので、正確なことが分からないんですけど、食材の産地については、分かるものと、それからちょっと特定しにくいものがあります。答えられないという返答をしたのであれば、特定できないというものが含まれていたんじゃないかと思います。それから、これはちょっと推測なんですけれど、例えば献立表の中に産地を明示してほしいということであれば、スペースの関係もあって、それはできないという返答をしたのではないのかなと思います。分かるものについては返答可能であると思われるので、そういうふうに推測しております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いや、所長が聞いてないというのはちょっと意外なんですけど、ぜひ所長のほうで確認をしていただいで、できないものがあるというのは、なぜできないのかというのを説明してあげれば推測もできるんじゃないかと、もうちょっと丁寧な対応をしていただきたいなと思うのですが、お忙しいところ、すいませんが、いかがですか。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長

○委員長（光成良充君） 矢部所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 東学校給食センターということでしたので、確認しまして、対応可能な部分是对应するようにと指導してまいりたいと思います。

○委員（原田素代君） よろしくお願ひします。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） これは長年求められていることなので今日あえてお願ひしたいと思うんですけど、赤坂ファミリー公園のぶどう棚が残っています。もうぶどうの木は切られました。下にはベンチが複数置かれています。まだぶどうの木が生きてたころは、ぶどう用のビニールの被覆があつて、雨の場合、それから日差しの強い場合は、グラウンド・ゴルフをやられる人たちのちょうどいい避難場所というか、休憩場所になってました。また、テニスコートの側でも、使われる方が、あそこにちょうどいい、コートもちょうど目の前にありますし、避難場所というか、日差しをよけるいい休憩所になってたんですが、管理をしてくださってる赤坂の公民館長のお話によりますと、予算がないので安いシートを引っかけたものの、もう今御覧になって分かるようにボロボロです。ちぎれまくってます。ちょっと外したほうがいいんじゃないかと思うぐらい見栄えの悪い状態なんですけど、予算がかかるものですが、例えばあの長さ全体ではないにしても、3分の1か半分ぐらい、耐用年数が幾らかもつような覆いをしていただくと、せつかくあそこで、観光とかスポーツでいらっしゃる方が、休憩場所がないんですよ。それで、あそこにあるととても便利なんですね。子供たちの様子も見えりし、日差しもよけられるし、雨もよけられるし。なので、利用者のためにもとてもありがたいと思うので、全部じゃなくても、一定の長さでちょっと被覆をしてあげるっていうことができないものかどうか、御検討いただけないかどうか、聞いてらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） 現場のほうは確認しております。あと話のほうも聞いておりますので、予算の範囲がありますので、その中でできるところがあればしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（原田素代君） じゃあ、あればと言わず、できるだけお願いします。ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 今年初めの常任委員会で、中央図書館の金庫から2万円がなくなりましたという御報告を受けたんですけれども、もう今年最後の常任委員会になりました。何の報告も受けてないんですけれども、どうなったのか教えてください。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 御心配をおかけしております。警察のほうにも何度か問合せさせていただいたんですが、一応まだ捜査中ということでお話のほうを聞いているところでございます。

○副委員長（永徳省二君） 了解しました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、これで終わろうと思います。

それでは、以上をもちまして厚生文教常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、坪井教育長のほうから御挨拶いただきたいと思います。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） 本日は、厚生文教常任委員会で皆様には大変熱心に御審査いただきありがとうございました。審査の中でいただきました貴重な御意見、御提言につきましては、今後の予算執行並びに市政運営に努めてまいります。どうか今後とも引き続きよろしく御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。今日はありがとうございました。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

皆様方には、本日長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

これで本日の委員会を閉会いたします。

午後0時2分 閉会